(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|---|
| 2022/10/17 | (3.送付先情報ファイ ル) | 者の情報を抽出し、通知カード等の送付先 情報を機構へ提供する(既存住基システム | 既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書等の送付先情報を機構へ提供する(既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム(機構))。 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードが廃止され、個人番号通知書となったことによる修正記録項目の内容自体には変更はなく、重大な変更に該当しない |
| | ル) 5.特定個人情報の提供・ | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令 (平成26年11月20日総務省令第85号) | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令 (平成26年11月20日総務省令第85号) | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードが廃止され、個人番号通知書となったことによる修正 |
| 2022/10/17 | □特定個人情報ファイルの概要(3. 送付先情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1②提供先における用途 | 市町村からの法令に基づく委任を受け、通 知カード及び交付申請書を印刷し、送付す る。 | | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードが廃止され、個人番号通知書となったことによる修正 |

| 2022/10/17 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(3. 送付先情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1⑦時期・頻度 | 使用開始日から通知カード送付までの一定 の期間に、番号法施行日時点における住民 の送付先情報をまとめて提供する(以降、 新たに個人番号の通知対象者が生じた都度 提供する。)。 | 一定の期間に、番号法施行日時点における 住民の送付先情報をまとめて提供する(以 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードが廃止され、個人番号通知書となったことによる修正 |
|------------|--|---|--|----|---|
| 2023/2/6 | Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム システム 7 | | 新規追加 | 事後 | サービス検索・電子申請機 能及びマイナポータルのお 知らせ機能の利用に伴う修 正 |
| 2023/2/6 | 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ②入手方法 | [○]紙 [○]その他(住基ネット) | [○]紙 [○]その他(住基ネット、サービス検索・ 電子申請機能) | 事後 | サービス検索・電子申請機 能及びマイナポータルのお 知らせ機能の利用に伴う修 正 |

| 2023/2/6 3 | IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを 通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行 われるリスク リスクに対する措置の内容 1. 運用における措置の内容 ②対象者以外の情報の入手 を防止するための措置 ②必要な情報以外を入手することを防止するための措置 | (①対家者以外の情報の人手を防止するための措置) ・住民異動届の届出人の本人確認を身分証明書等の提示等により徹底しており、本人確認した事項を記録している。 ・住民異動届は統一書式とし、対象者以外の情報を誤って記載することがないように記載台に見本を設けている。 (②必要な情報以外を入手することを防止するための措置) ・住民異動届の内容のシステムへの入力後、受付者以外の照合担当者が確認を行い、さらに翌日にも内部事務担当者が照合を行う二重チェックを行っている。 ・必要な情報以外の入力はできないように既存住基システムにおいて入力項目を制御している。 | (①対象者以外の情報の入手を防止するための措置) ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 (②必要な情報以外を入手することを防止するための措置) ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。上記を新規追加 | 事後 | サービス検索・電子申請機 能及びマイナポータルのお 知らせ機能の利用に伴う修正 |
|------------|---|---|---|----|---|
|------------|---|---|---|----|---|

| | | (Ⅰ. 小週切な万法で人手か行われるリス | (Ⅰ. 个週切な万法で人手か仃われるリス | | |
|----------|----------------|----------------------|----------------------|----|--------------|
| | | クへの措置) | クへの措置) | | |
| | | ・住民異動届においては、住基法第27条 | ・住民がサービス検索・電子申請機能から | | |
| | | の規定に基づき、書面にて本人又は代理人 | 個人番号付電子申請データを送信するため | | |
| | | による届出のみを受領することとし、受領 | には、個人番号カードの署名用電子証明書 | | |
| | ┃ ┃ リスク対策 | の際は必ず本人又は代理人の本人確認を | による電子署名を付すこととなり、のちに | | |
| | | 行っている。その際には、委任状その他の | 署名検証も行われるため、本人からの情報 | | |
| | (情報提供ネットワークを | 添付書類(戸籍謄本等)により、資格(代 | のみが送信される。 | | |
| | 通じた入手を除く。) | 理人要件等)の確認を行っている。 | ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘 | | |
| | 特定個人情報の入手(情報 | (2. 入手した特定個人情報が不正確であ | 導において住民に何の手続を探し電子申請 | | |
| | 提供ネットワークを通じた | るリスクへの措置) | を行いたいのか理解してもらいながら操作 | | |
| | 入手を除く。)におけるそ | ・権利のない者からの届出を受け付けない | をしていただき、たどり着いた申請フォー | | |
| | の他のリスク及びそのリス | ように、住基法第27条で定められた届出 | ムが何のサービスにつながるものか明示す | | サービス検索・電子申請機 |
| 2023/2/6 | クに対する措置 | 人要件の確認の徹底を図っている。また、 | ることで、住民に過剰な負担をかけること | 事後 | 能及びマイナポータルのお |
| 2020/2/0 | 1. 不適切な方法で入手が | 虚偽の届出がされないように、本人確認書 | なく電子申請を実施いただけるよう措置を | 子区 | 知らせ機能の利用に伴う修 |
| | 行われるリスクへの措置 | 類(個人番号カードや運転免許証等の官公 | 講じている。 | | 正 |
| | 2. 入手した特定個人情報 | 庁発行の写真付き証明書等の場合は1点、 | (2.入手した特定個人情報が不正確であ | | |
| | が不正確であるリスクへの | 健康保険証や学生証等の書類の場合は複数 | るリスクへの措置) | | |
| | 措置 | 点)により確認を行い、必要に応じて聴聞 | ・住民がサービス検索・電子申請機能から | | |
| | 3. 入手の際に特定個人情 | を行うことにより、本人確認の徹底を図っ | 個人番号付電子申請データを送信するため | | |
| | 報が漏えい・紛失するリス | ている。 | には、個人番号カードの署名用電子証明書 | | |
| | クへの措置 | (3.入手の際に特定個人情報が漏えい・ | による電子署名を付すこととなり、電子署 | | |
| | | 紛失するリスクへの措置) | 名付与済の個人番号付電子申請データを受 | | |
| | | ・システムを利用する必要がある職員を特 | 領した地方公共団体は署名検証(有効性確 | | |
| | | 定し、ユーザIDによる識別とパスワードに | 認、改ざん検知等)を実施することとな | | |
| | | よる認証を実施している。 | る。これにより、本人確認を実施する。 | | |
| | | (省略) | ・個人番号カード内の記憶領域に格納され | | |
| | | ・住基ネットでの通信は全て専用回線及び | た個人番号を申請フォームに自動転記を行 | | <u> </u> |

| | 1 | ▼ <既仔忹奉ン人テムにおける措直> | T | | T |
|----------|--|---------------------------------------|-------------------------|------------|--------------|
| | | ①既存住基システム端末を利用可能な職員 | | | |
| | を特定し、ユーザIDによる識別とパスワー IIIリスク対策 ドによる認証を行ってアクセス権限を設定 3. 特定個人情報の使用 している。 | を特定し、ユーザIDによる識別とパスワー | | | |
| | | | <サービス検索・電子申請機能における措 | | |
| | | 置> | | | |
| | リスク2:権限のない者 | ** ** ** ** ** ** ** ** ** * | ①この機能をLGWAN接続端末上で利用 | | サービス検索・電子申請機 |
| | (元職員、アクセス権限の | 当該ユーザがシステム上で利用可能な機能 | する必要がある職員を特定し、個人ごとの | | 能及びマイナポータルのお |
| 2023/2/6 | ない職員等)によって不正 | を制限している。 | ユーザ Dを割り当てるとともに、 Dと | 事後 | 知らせ機能の利用に伴う修 |
| | に使用されるリスク | ┃ <共通基盤システムにおける措置> | パスワードによる認証を行う。 | | 正 |
| | ユーザ認証の管理 | □ ①共通基盤システムにて使用する認証シス | ②なりすましによる不正を防止する観点か | | |
| | 具体的な管理方法 | テムは人事異動時に加え、退職・休職等に | ら共用IDの利用を禁止する。 | | |
| | | 随時メンテナンスを行っている。画面ロッ | 上記を新規追加 | | |
| | | クの解除のための認証システムも同様にメ | | | |
| | | ンテナンスを行う。 | | | |
| | | (1. 従業者が事務外で使用するリスクへ | ' | | |
| | | の措置) | の措置) | | |
| | Ⅲリスク対策 | ・年1回、各課から選任された情報セキュ | ・サービス検索・電子申請機能について、 | | |
| | 3. 特定個人情報の使用 | リティ担当者を対象に情報セキュリティに | アクセスできる端末を制限する。 | | |
| | 特定個人情報の使用におけ | 必要な知識の習得を目的とした研修を実施 | (2.特定個人情報ファイルが不正に複製 | | |
| | るその他のリスク及びその | し、この内容を所属職員に対しても研修す | されるリスクへの措置) | | サービス検索・電子申請機 |
| 2022/2/6 | リスクに対する措置 | ることにより、事務外使用の禁止について | ・サービス検索・電子申請機能について、 | 本 ※ | 能及びマイナポータルのお |
| 2023/2/6 | 1. 従事者が事務外で使用 | 周知徹底を図っている。 | 取得した個人番号付電子申請データ等の | 事後 | 知らせ機能の利用に伴う修 |
| | するリスクへの措置 | ・業務外での使用禁止について、年1回の | データについて、改ざんや業務目的以外の | | 正 |
| | 2. 特定個人情報ファイル | 個人情報保護研修において指導徹底を図っ | 複製を禁止するルールを定め、ルールに | | |
| | が不正に複製されるリスク | ている。 | 従って業務を行う。 | | |
| | への措置 | ・他市区町村等における類似の事象が発 | ・サービス検索・電子申請機能について、 | | |
| | | 生・報道された際には、随時周知を行い注 | アクセス権限を付与された最小限の職員等 | | |
| | | | | | |

| 2023/2/6 | 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクその他の措置の内容 | 型サーバー室の大塚室には認証レステム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。 ②不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 ③ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限している。 ④サーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。 ⑤サーバーは停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。 | ⑦LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。⑧サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ⑨LGWAN接続端末については、業務時間外は施錠できるキャビネット等へ保管するなど物理的対策を講じている。上記を新規追加 | 事後 | サービス検索・電子申請機 能及びマイナポータルのお 知らせ機能の利用に伴う修 正 |
|----------|---|--|---|----|---|
| 2023/2/6 | 7. 特定個人情報ファイル の保管・消去 特定個人情報の保管・消去 におけるその他のリスク及 | <共通基盤システムにおける措置> (省略) | <サービス検索・電子申請機能における措置> ①LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ②LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理 | 事後 | サービス検索・電子申請機 能及びマイナポータルのお 知らせ機能の利用に伴う修 正 |

| 2024/6/6 | 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 4.特定個人情報ファイル の取り扱いの委託 委託事項3 | 遠隔地保管 | 削除 | 事前 | 当該委託事項がなくなるため。 |
|----------|--|---|--|----|--|
| 2024/6/6 | 7. 特定個人情報の保管・ | ①サーバー室の入退室には認証システム、 監視カメラを用いており、厳重に管理され ている。またサーバーラックの鍵には鍵管 | ①サーバー室の入退室には認証システム、 監視カメラを用いており、厳重に管理され ている。 またサーバーラックの鍵は、「入館・入室 申請書」にて利用するサーバーラックの申 請を事前に行い、借用する。サーバーラック鍵の借用/返却は「サーバーラック鍵センタ管理PHS使用者記録表」に記録し管理 を行っている | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |
| 2024/6/6 | Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・ 消去 その他の措置の内容 | ④サーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施 したサーバー室に設置している。 | ④サーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施 した日本電子計算株式会社のデータセン ターに設置している。 | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |

| 2024/6/6 | 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 6.特定個人情報の保管・ 消去 1.運用における措置 | ①住民基本台帳システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。 | ①住民基本台帳システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会社のデータセンターに設置している。 | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |
|----------|---|---|---|----|--|
| 2024/6/6 | 要(住民基本台帳ファイル) | ②サーバー室の入退室には認証システム、 監視カメラを用いており、厳重に管理され ている。またサーバーラックの鍵には鍵管 理システムを用いており、更にセキュリ ティレベルを厳重に管理している。 | ②サーバー室の入退室には認証システム、 監視カメラを用いており、厳重に管理され ている。 またサーバーラックの鍵は、「入館・入室 申請書」にて利用するサーバーラックの申 請を事前に行い、借用する。サーバーラック鍵の借用/返却は「サーバーラック鍵センタ管理PHS使用者記録表」に記録し管理 を行っている。 | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |
| 2024/6/6 | 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 6.特定個人情報の保管・ 消去 1.運用における措置 | ④保存されたデータのバックアップは委託 業者により遠隔地へ保管しているが、施錠 された専用のケースにて運搬し、秘密保持 誓約書を提出させている。 | 物理機器にて保管されており、ネットワー | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |

| 2024/6/6 | 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 6.特定個人情報の保管・ 消去 1.運用における措置 | ⑤保守作業上のデータ消去の際は作業報告 書を提出させている。 | ⑤保守作業上のデータ消去は、物理ディスクは業者へ返却せず、データセンターで一定期間保持し、磁気破壊と物理破壊を実施している。 | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |
|----------|--|---|---|----|--|
| 2024/6/6 | 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 6.特定個人情報の保管・ 消去 2.システムにおける措置 <共通基盤システムにおける措置 る措置> | ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。 | ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会社のデータセンターに設置している。 | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |
| 2024/6/6 | 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去 2.システムにおける措置 <共通基盤システムにおける措置 る措置> | ②サーバー室の入退室には認証システム、 監視カメラを用いており、厳重に管理され ている。またサーバーラックの鍵には鍵管 理システムを用いており、更にセキュリ ティレベルを厳重に管理している。 | ②サーバー室の入退室には認証システム、 監視カメラを用いており、厳重に管理され ている。 またサーバーラックの鍵は、「入館・入室 申請書」にて利用するサーバーラックの申 請を事前に行い、借用する。サーバーラック鍵の借用/返却は「サーバーラック鍵センタ管理PHS使用者記録表」に記録し管理 を行っている。 | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |

| 2024/6/6 | 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去 2.システムにおける措置 <共通基盤システムにおける措置 る措置> | ③保存されたデータのバックアップは委託 業者により遠隔地へ保管しているが、施錠 された専用のケースにて運搬し、秘密保持 誓約書を提出させている。 | 物理機器にて保管されており、ネットワー | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |
|----------|--|---|--|----|--|
| 2024/6/6 | 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去 2.システムにおける措置 <共通基盤システムにおける措置> | ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告 書を提出させている。 | ④保守作業上のデータ消去は、物理ディスクは業者へ返却せず、データセンターで一定期間保持し、磁気破壊と物理破壊を実施している。 | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |
| 2024/6/6 | 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 6.特定個人情報の保管・ 消去 2.システムにおける措置 <団体内統合宛名システム における措置> | ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置 している。 | ①団体内統合宛名システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室 に設置している。 | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |

| 2024/6/6 | 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去 2.システムにおける措置 <団体内統合宛名システムにおける措置> | ②サーバー室の入退室には認証システム、 監視カメラを用いており、厳重に管理され ている。またサーバーラックの鍵には鍵管 理システムを用いており、更にセキュリ ティレベルを厳重に管理している。 | ②サーバー室の入退室には認証システム、 監視カメラを用いており、厳重に管理され ている。 またサーバーラックの鍵は、「入館・入室 申請書」にて利用するサーバーラックの申 請を事前に行い、借用する。サーバーラック鍵の借用/返却は「サーバーラック鍵センタ管理PHS使用者記録表」に記録し管理 を行っている。 | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |
|----------|--|---|---|----|--|
| 2024/6/6 | (住民基本台帳ファイル) 6. 特定個人情報の保管・ 消去 | ③保存されたデータのバックアップは寄託 業者により遠隔地へ保管しているが、施錠 された専用のケースにて運搬し、秘密保持 誓約書を提出させている。 | 物理機器にて保管されており、ネットワー | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |
| 2024/6/6 | | .④保守作業上のデータ消去の際は作業報告 書を提出させている。 | ④保守作業上のデータ消去は、物理ディスクは業者へ返却せず、データセンターで一定期間保持し、磁気破壊と物理破壊を実施している。 | 事前 | 本市で使用している仮想化 基盤がオンプレミスからク ラウド環境に移行されるた め、保管にかかる記述を変 更する。 |

| 2024/10/1 | Ⅰ4 特定個人情報ファイル | パーソルテンプスタッフ株式会社 神奈川 営業部 | パーソルビジネスプロセスデザイン株式会 社 BPO事業本部 | 事後 | 委託先の組織再編による名 称変更によるもので、本項 目の変更は重要な変更に該 当しない。 |
|-----------|--|----------------------------|----------------------------------|----|---|
| | Ⅰ基本情報2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム①システムの名称 | _ | 書かない窓口システム | 事前 | 書かない窓口システム導入 によるもの。重要な変更に 該当しない。 |
| | Ⅰ基本情報2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム②システムの機能 | | 書かない窓口システム | 事前 | 書かない窓口システム導入 によるもの。重要な変更に 該当しない。 |

| Ⅰ基本情報2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム③他のシステムとの接続 | _ | 書かない窓口システム | 事前 | 書かない窓口システム導入 によるもの。重要な変更に 該当しない。 |
|---|--|--|----|--|
| Ⅰ基本情報5.情報提供 ネットワークシステムによ る情報連携②法令上の根 拠 | (特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2 | (特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第 2条の表 | 事後 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年 法律第48号)が令和6年5月27日に施行され、番号法別表第二が削除されたため。 |
| Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要_3.特定個人情報の入 手・使用_②入手方法 | その他(住基ネット、サービス検索・電子 申請機能) | その他(住基ネット、サービス検索・電子 申請機能、書かない窓口システム) | 事前 | 書かない窓口システム導入 によるもの。重要な変更に 該当しない。 |

| 特定個人情報ファイルの概要4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項 | | 書かない窓口システムの利用契約 | 事前 | 書かない窓口システム導入 によるもの。重要な変更に 該当しない。 |
|--|---|----------------------------|----|--|
| 特定個人情報ファイルの概要4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託①委託内容 | _ | 書かない窓口システムの利用・運用保守管 理業務 | | 書かない窓口システム導入 によるもの。重要な変更に 該当しない。 |
| 特定個人情報ファイルの概要4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託②委託先における取扱者数 | | 10人未満 | 事前 | 書かない窓口システム導入 によるもの。重要な変更に 該当しない。 |

| 特定個人情報ファイルの 概要4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託③委 託先名 | _ | 富士フイルムシステムサービス株式会社 | 事前 | 書かない窓口システム導入 によるもの。重要な変更に 該当しない。 |
|---|---|--------------------|----|--|
| 特定個人情報ファイルの 概要4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託④再 委託の有無 | | 再委託しない | 事前 | 書かない窓口システム導入 によるもの。重要な変更に 該当しない。 |
| | | | | |